公 売 広 報

≪ 公 売 物 件 ≫

1	土地：米原市村居田字南水上 834 番６	地目：宅地	地　積：533.75 ㎡
2	土地：米原市村居田字南水上 835 番	地目：雑種地	地　積：376.00 ㎡
3	建物：米原市村居田字南水上 834 番地６	種類：店舗	登記床面積：86.48 ㎡

期日：令和８年 11 月 17 日（火）

場所：米原市役所　本庁舎　３階　会議室３Ｃ
滋賀県米原市米原 1016 番地

米　　原　　市

目　　次

公　売　の　案　内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

公売参加の手引　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

記　　載　　例
　1　本人が入札する場合
　（1）　「入札書」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　（2）　公売保証金の「返還請求書」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　（3）　公売保証金の「返還金領収証書」　・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　2　代理人が入札する場合
　（1）　「入札書」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　（2）　公売保証金の「返還請求書」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　（3）　公売保証金の「返還金領収証書」　・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　（4）　委任状（文例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　3　共同入札する場合
　（1）　「共同入札代表者届出書」（文例）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　（2）　「共同入札書」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　（様式）
　委任状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　共同入札代表者届出書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

誓　　約　　書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

公売財産の一覧・明細　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

公売場所の御案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

公 売 の 案 内

公　売　期　日　：令和８年 11 月 17 日（火）

公　売　場　所　：滋賀県米原市米原 1016 番地

：米原市役所　本庁舎　３階　会議室３Ｃ

公　売　方　法　：入札

開場および説明　：開場　令和８年 11 月 17 日（火）午前９時 00 分

：公売に係る説明　令和８年 11 月 17 日（火）午前９時 10 分から

公売保証金納付日時　：令和８年 11 月 17 日（火）　午前９時 30 分から 10 時 00 分まで

入　札　日　時　：令和８年 11 月 17 日（火）　午前 10 時 00 分から 10 時 30 分まで

開　札　日　時　：令和８年 11 月 17 日（火）　午前 10 時 30 分

売却決定日時　：令和８年 11 月 24 日（火）　午前 11 時 00 分

買受代金納付期限　：令和８年 11 月 24 日（火）　午前 11 時 30 分まで

注　意　事　項

１　公売財産の「見取図」は公簿等により作成しておりますので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。

２　「公売公告」および「公売広報」に掲載されている公売財産について、公売を中止する場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

３　公売に係る説明を午前９時 10 分から行いますので同時刻までに公売場所に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

４　今回の公売財産は消費税課税財産と非課税財産とが混在する財産（土地と建物の一括公売）ですので、入札書の入札価額欄に記載された金額をもって売却決定します。

５　公売参加資格、入札手続等については、３ページの「公売参加の手引」および６ページの「記載例」を御覧ください。

６　その他詳細については、税務課（0749-53-5116）へお問合せください。

携　帯　品

１・印鑑、公売保証金、公的機関発行の身分証明書、収入印紙 200 円
※収入印紙は営利法人または不動産業者等である個人の方のみ必要です。
・公的機関発行の身分証明書は『個人番号カード』、『運転免許証』、『パスポート』、『在留カード、特別永住者証明書（みなし在留カード、みなし特別永住者証明書）』等です。

２　代理人により入札される方は、代理権限を証する委任状および委任者の印鑑証明書（発行から３か月以内）を提出してください。

公売物件および入札に関する問合せ先　：　米原市役所　本庁舎　市民部　税務課　収納対策グループ
電話：0749-53-5116

公 売 参 加 の 手 引

公売参加資格	1　公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、滞納者および市から公売場所への入札等を制限されている者（国税徴収法第 92 条、第 108 条参照）、米原市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合は役員も含む）は公売に参加することができません。（18 ページの誓約書を提出してください。法人の場合は役員一覧も提出してください。） 2　代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状（13 ページ参照）および委任者の印鑑証明書（発行から３か月以内）を提出してください。
公売保証金	1　公売保証金を納付した後でなければ入札はできません。 なお、公売保証金の金額については「公売財産一覧」（21 ページ参照）または「公売公告」を御覧ください。 2　公売保証金は、現金で納付してください。
入　　札	1 ・公売財産は、公売公告番号、売却区分により公売します。 ・入札書は、この区分により記載してください。 ・売却区分の入札箱を用意していますので、該当する入札箱に入札書を投函してください。 ・記載事項に誤りがある場合には、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。 ・なお、同一人が重複して２枚以上の入札書を提出した場合には、その入札書はいずれも無効になります。 2　入札書に記載する住所および氏名は、住民基本台帳に記載されている住所地および氏名を記載してください。 3　法人の場合は、法人登記簿に記載されている本店住所地および商号を記載してください。 4　いったん入札した入札書は、引換え、変更または取消しをすることはできません。 5　入札価額が見積価格に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがあります。
開　　札	入札書は、入札者の面前で開札します。
最高価申込者の決定	1　入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2　最高価額による入札者が２人以上ある場合（同額である場合）は、これらの者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。 また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじにより最高価申込者を決定します。 なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、または、追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第 108 条により公売場所への入場、入札等を制限することがあります。

次順位買受申込者の決定	1　今回の公売は、次順位買受申込者制度（国税徴収法第 104 条の２参照）を利用することができます。 2　最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。）で入札した者から、次順位による買受の申し込みがあった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 なお、次順位による買受申込者が２人以上ある場合には、くじにより次順位買受申込者を決定します。 3　次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合（「買受申込の取消し」の項参照）、または、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「売却決定の取消し等」の項参照）に限り、公売財産を買い受けることができます。
買受申込の取消し	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第 19 条の７等参照）には、最高価申込者および次順位申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込を取り消すことができます。
売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。 なお、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等（「次順位買受申込者の決定」の項の３参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第 113 条第２項各号に掲げる日に行います。
売却決定の取消し等	1　最高価申込者または次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込や、公売の実施を妨げる行為等があった場合（国税徴収法第 108 条参照）には、これらの者に対する最高価申込者の決定または次順位買受申込者の決定を取り消します。 2　売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しない時は、その売却決定を取り消します。 3　売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る税の完納の事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。
公売保証金の返還・市への帰属等	1　最高価申込者および次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人または不動産業者等である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収証書に収入印紙（200 円）をちょう付し消印する必要があります。 2　次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定をすることのないことが確定した後）に返還します。 3　最高価申込者または次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金はその公売に係る市税等に充当し、なお残余金があるときは、これを当該の滞納者に交付します。 また、国税徴収法第 108 条第２項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、市に帰属します。

権利移転の 時期等	1　買受代金の全額を納付したときに、公売財産を取得します。 2　買受代金の全額を納付したときに、公売財産に係る危険負担は、買受人に移転します。 したがって、買受代金の全額を納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、紛失等による損害は買受人が負担することになります。 3　公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。 買受人は、買受代金の納付の際に、登録免許税その他の費用を負担してください。
権利移転手続	買受人は、買受代金納付後、速やかに公売財産の権利移転手続を行ってください。 また、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に以下の書類等を添えて提出してください。 ①　売却決定通知書 ②　住民票もしくは登録原票記載事項証明書または法人登記簿謄本もしくは資格証明書 ③　固定資産評価証明書 ④　登録免許税相当額の印紙または領収証書 ⑤　登記関係書類の郵送に要する郵送料

記　　載　　例

「入札書」「公売保証金返還請求書」「公売保証金領収証書」「共同入札書」は、入札の当日に公売物件ごとにお渡しいたします。

「委任状」「共同入札代表者届出書」「誓約書」は、あらかじめ作成していただく必要がありますので、この公売広報にある用紙を利用するか、またはこの公売広報の様式に準じて作成してください。

1　本人が入札する場合（記載例）

（1）「入札書」

入　札　書

令和　　年　　月　　日

米原市長　角　田　航　也　あて

＊住民票等の住所・氏名等を記載する。
＊氏名にはﾌﾘｶﾞﾅをつける。
＊丁寧に記載する。

入札者
住所（居所）・所在地　　米原市米原 1016 番地
氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）・名称　　近江（ｵｳﾐ）　一郎（ｲﾁﾛｳ）　㊞
代理人
住所（居所）・所在地
氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）・名称

はっきり分かるように
アラビア数字で記載する。
金額の頭部に「￥」または
「金」を記入する。

公売公告第△号に基づき、下記のとおり入札します。

記

売却区分	公　売　財　産	入　札　価　額							
		千	百	十	万	千	百	十	円
○	○○市○○町字○○　○○番○○ 宅地　○○．○○㎡	￥	1	2	3	4	0	0	0

注意事項
1．入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
2．字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
　　たは取消しはできません。
　　新しい用紙を請求してください。

＊　あらかじめ記入しないでください。
＊　最高価申込者の決定後、該当者に申込の催告を行いますので、申込を受け付けた方のみ記入してください。

注意事項をよく読んで、入札してください。

次順位による買受けの申込み　　。

住所（居所）・所在地
氏名・名称　　㊞

（ここから下は記入しないでください。）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を　最高価申込者　次順位買受申込者　として決定する。

決定年月日							令和　　年　　月　　日		
部長		課長		主席参事		課員		担当	

（２）公売保証金の「返還請求書」

公 売 保 証 金 返 還 請 求 書

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
請　求　金　額				￥	1	2	3	0	0	0

＊はっきり分かるようにアラビア数字で記載する
＊金額の頭部に「￥」または「金」を記入する

上記の金額の返還を請求します。

ただし、令和〇年〇月〇日　実施の不動産公売に係る公売公告第△号、売却区分第□号の公売保証金の返還金として

令和　　年　　月　　日

米原市役所
会計管理者　様

請 求 人
住所・所在地　米原市米原 1016 番地
本 人
氏名・名称　近　江　　一　郎　　㊞

代 理 人
住所・所在地
氏名・名称　　㊞

（３）公売保証金の「返還金領収証書」

公 売 保 証 金 領 収 証 書

＊ 営利法人または不動産業者等である個人の方は必要です

収入印紙
200 円

請 求 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				￥	1	2	3	0	0	0

＊ アラビア数字ではっきりと記載してください。
＊ 金額の頭部に「￥」または「金」を記入してください。

上記の金額を領収しました。
　ただし、令和〇年〇月〇日実施の不動産公売に係る公売公告第△号、売却区分第□号の公売保証金の返還金として

令和　　年　　月　　日

米原市役所
　会計管理者　様

受 取 人
　住所・所在地　　米原市米原 1016 番地
　氏名・名称　　近 江　 一 郎　 ㊞

代 理 人
　住所・所在地
　氏名・名称　　㊞

2　代理人が入札する場合（記載例）

（1）「入札書」

入　札　書

令和　　年　　月　　日

米原市長　　角　田　航　也　　あて

＊住民票･法人登記簿等の住所･氏名等を記載する。
＊氏名にはﾌﾘｶﾞﾅをつける。
＊委任者の印は不要です。

入札者
住所（居所）・所在地　　米原市米原 1016 番地
氏名・名称（フリガナ：オウミ　イチロウ）　　近　江　一　郎　　㊞

代理人
住所（居所）・所在地　　大津市京町４丁目１番１号
氏名・名称（フリガナ：シガ　タロウ）　　滋　賀　太　郎　　㊞

＊代理人の住所･氏名等を記載してください。

公売公告第〇号に基づき、下記のとおり入札します。

記

売却区分	公　売　財　産	入　札　価　額
		千 / 百 / 十 / 万 / 千 / 百 / 十 / 円
1	米原市〇〇字〇〇　〇〇〇〇番〇〇 宅地　　〇〇〇．〇〇㎡	￥ / 1 / 2 / 3 / 4 / 0 / 0 / 0

アラビア数字ではっきりと記載してください。金額の頭部に「￥」または「金」を記入してください。

注意事項
1．入札書は、売却区分番号ごとにそれぞれ別紙にしてください。
2．字体は鮮明に、インクまたはボールペンで書いてください。
3．一度提出した入札書の引換え、変更または取消はできません。
4．書き損じたときは、訂正をしないで、新しい用紙を請求してください。

注意事項をよく読んで、入札してください。

次順位による買受けの申込みをします。

＊　あらかじめ記入しないでください。
＊　最高価申込者の決定後、該当者に申込の催告を行いますので、申込を受け付けた方のみ記入してください。

住所（居所）・所在地
氏名・名称　　㊞

（下は記入しないでください。）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を　最高価申込者　次順位買受申込者　として決定する。

決定年月日							令和　　年　　月　　日		
部長		課長		主席参事		課員		担当	

（２）公売保証金の「返還請求書」

※代理人の場合

公 売 保 証 金 返 還 請 求 書

請　求　金　額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				￥	1	2	3	0	0	0

＊ アラビア数字ではっきりと記載してください。
＊ 金額の頭部に「￥」または「金」を記入してください。

上記の金額の返還を請求します。
　ただし、令和〇年〇月〇日　実施の不動産公売に係る公売公告第△号、売却区分第□号の公売保証金の返還金として

令和　　年　　月　　日

米原市役所
　会計管理者　様

本 人
請 求 人
住所・所在地　米原市米原 1016 番地
氏名・名称　近　江　　一　郎　　㊞

代理人
代 理 人
住所・所在地　大津市京町４丁目１番１号
氏名・名称　滋　賀　　太　郎　　㊞

（３）公売保証金の「返還金領収証書」

※代理人の場合

公 売 保 証 金 領 収 証 書

＊ **営利法人または不動産業者等である個人の方は必要です**

収入印紙
200 円

請 求 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				￥	1	2	3	0	0	0

＊ **アラビア数字ではっきりと記載してください。**
＊ **金額の頭部に「￥」または「金」を記入してください。**

上記の金額を領収しました。
ただし、令和〇年〇月〇日実施の不動産公売に係る公売公告第△号、売却区分第□号の公売保証金の返還金として

令和　　年　　月　　日

米原市役所
会計管理者　様

本 人

受 取 人
住所・所在地　米原市米原 1016 番地
氏名・名称　近 江　一 郎　㊞

代理人

代 理 人
住所・所在地　大津市京町４丁目１番１号
氏名・名称　滋 賀　太 郎　㊞

（4）委任状（文例）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

米原市長　　角　田　航　也　　様

所在地または住所　　**米原市米原 1016 番地**
委任者　商号または名称
代　　表　　者　　**近　江　　一　郎**　　㊞

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住　　所　　**大津市京町４丁目１番１号**
氏　　名　　**滋　賀　　太　郎**　　㊞

記

委任事項
公売公告第△号　売却区分□号の公売に関する次の事項

1　公売の手続きに関する一切の権限

2　公売保証金の納付および受領に関する一切の権限

3　上記１および２に付帯する一切の権限

（注）委任状には、委任者の印鑑証明書を添付してください。

３　共同入札する場合

（１）共同入札代表者届出書（文例）

共同入札代表者届出書

令和〇年〇月〇日実施の不動産公売に係る公売公告第△号、売却区分第□号の入札に当たり、

住所　米原市米原 1016 番地
氏名　近　江　　一　郎

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

令和〇年〇月〇日
米　原　市　長　　角　田　航　也　　様

共同入札者

住　　所	氏　　名	持分	印鑑	電話番号	備　考
米原市米原 1016 番地	近　江　　一　郎	１／２	㊞		共同入札代表者
大津市京町４丁目１番１号	滋　賀　　太　郎	１／２	㊞		

（２）共同入札書

共　同　入　札　書

公売公告第 △号
売却区分第 □号

住　　所	氏　　名	持分	備　　考
米原市米原 1016 番地	近　江　　一　郎	１／２	代表者 住所 米原市米原 1016 番地 氏名 近　江　　一　郎
大津市京町４丁目１番１号	滋　賀　　太　郎	１／２	

備考欄には代表者の住所・氏名を記入してください。

（様式）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

米原市長　　角　田　航　也　　様

所在地または住所
委任者　商号または名称
代　　表　　者　　㊞

私は次の者に対し、下記の権限を委任します。

住　　所
氏　　名　　㊞

記

委任事項
公売公告第　　号　売却区分第　　号の不動産公売に関する次の事項

1　公売の手続きに関する一切の権限

2　公売保証金の納付および受領に関する一切の権限

3　上記１および２に付帯する一切の権限

（注）委任状には、委任者の印鑑証明書を添付してください。

共同入札代表者届出書

令和　　年　　月　　日実施の不動産公売に係る公売公告第１号、
売却区分第１号の入札に当たり、

住所

氏名

を共同入札代表者に定めましたので届け出ます。

令和　　年　　月　　日

米　原　市　長　　角　田　航　也　　様

共同入札者

住　　所	氏　　名	持分	印　鑑	電話番号	備　考
					共同入札代表者

（様式）

誓　約　書

私は、米原市が実施する公売（令和　　年　　月　　日）の参加に当たり、次の事項を誓約します。

1　米原市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
2　入札に際し、公売広報、入札物件の法令上の規制等、全て承知の上で申し込みいたしますので、後日これらの事柄について米原市に対し一切の異議および苦情を申し立てません。
3　落札した物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。
4　参加資格に反することが判明した場合は、売却決定等の処分が取り消されても異議を申し立てません。
5　申込資格確認のため、米原市が警察当局へ照会されることに同意します。

令和　　年　　月　　日

米原市長　角　田　航　也　様

申込者　　住　所（法人の場合は所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ）
氏　名（法人の場合は法人名・代表者名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿　　性別＿＿＿＿

住　所（法人の場合は所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ）
氏　名（法人の場合は法人名・代表者名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿　　性別＿＿＿＿

住　所（法人の場合は所在地）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（フリガナ）
氏　名（法人の場合は法人名・代表者名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿　　性別＿＿＿＿

（様式）

役　員　一　覧

令和　　年　　月　　日

米原市長　角　田　航　也　様

所在地

法人名

代表者名　　㊞

以下記載事項に相違ありません。

役職名	（フリガナ） 氏　名	性別	住　所	生年月日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日
		男・女		明・大・昭・平 年　月　日

（備考）
1　該当する性・年号を〇で囲んでください。
2　本様式には、法人登記事項証明書に記載されている役員全員を記載してください。

公　売　財　産　一　覧　・　明　細

執行機関名：米原市役所
電話　0749-53-5116

（注）「課税区分」欄は消費税の課税，非課税を
表示しています。

課　……　課税財産
非　……　非課税財産

公 売 財 産 一 覧

公売公告番号	売却区分	見積価格	公売財産		課税区分
		公売保証金	種類	所在地等	
1	1	9,780,000円 980,000円	土地	所　　在　滋賀県米原市村居田字南水上 地　　番　834番６ 地　　目　宅地 地　　積　533.75 ㎡	非
			土地	所　　在　滋賀県米原市村居田字南水上 地　　番　835番 地　　目　雑種地 地　　積　376.00 ㎡	
			家屋	所　　在　滋賀県米原市村居田字南水上834番地６ 家屋番号　834番６ 種　　類　店舗 構　　造　鉄骨造瓦葺平家建 登記床面積　86.48㎡	課

公売財産の明細

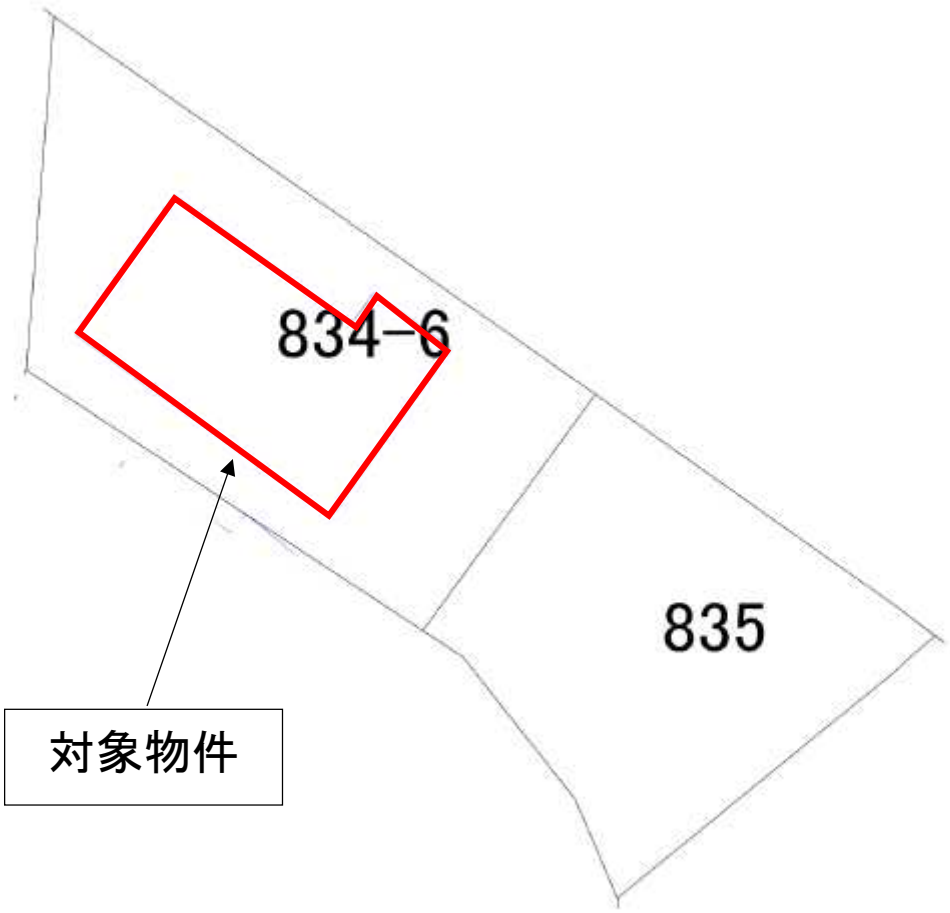
公売財産の概要	公売財産は、ＪＲ近江長岡駅から約6.2㎞に位置し、東側で市道村居田中道線に北側では国道３６５号に接面する。形状は、間口約45ｍ（北東）、奥行約12ｍのほぼ台形である。 便益施設への接近性 食料品店舗：約２．７km 医薬品店舗：０．４km 米原市役所山東支所：約５．６km ＪＲ近江長岡駅：約６．２km
法利用制限等	都市計画区分・・・都市計画区域 用途地域・・・・・用途地域を指定していない区域 建ぺい率・・・・・70 % 容積率・・・・・・200 % 建築時期・・・・・平成５年12月15日建築 その他・・・・・・法的規制の詳細については、米原市都市計画課に確認してください。 給排水設備は、敷地内への引き込みはありませんが、浄化槽があることを確認しています。 敷地に多数の動産（放置車両含む）を確認しています。
公売その他条件	１ 公売財産の権利移転時期は、買受代金の全額を納付したときです。 ２ 公売財産は現況渡しです。 ３ 米原市は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての瑕疵担保責任を負いません。 ４ 米原市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合は役員も含む）は、公売財産を買い受けることができないため、この確認のために誓約書を提出していただきます。法人の場合は役員一覧も提出してください。 ５ 公売財産については、あらかじめその現況および関係公簿等を事前に確認されておくことをお勧めします。 ６ 米原市は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、不動産内にある動産類やごみの撤去などは、すべて買受人の責任において行うことになります。なお、買受人が動産類等の撤去することについて、現所有者から同意を得ています。（同意書あり） ７ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ８ 土地の境界については、必要があれば隣接地所有者と協議してください。

所　在　図　①

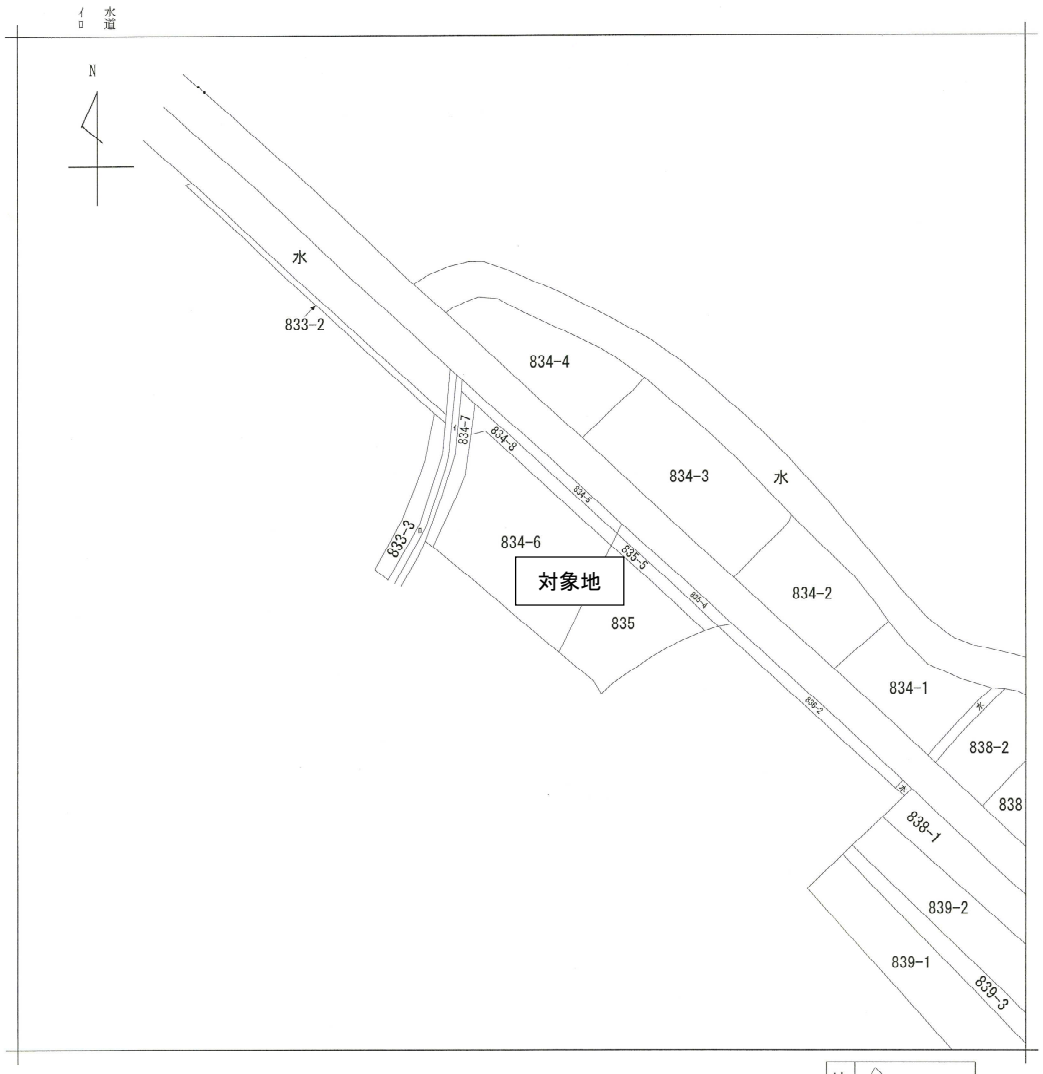
【主要道路等から現地が分かる程度の大まかな地図】

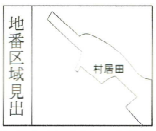


見取図



公図





請求部分	所在	米原市村居田字南水上				地番	831番6		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項			

写真





写真





写真





写真





写真





写真





公売場所の御案内

場 所：滋賀県米原市役所　本庁舎　３階　会議室３Ｃ
滋賀県米原市米原 1016 番地



▼ 交通機関
・ ＪＲ米原駅東口徒歩１分
▼ 自家用車等
・ 国道８号米原駅東口信号を西へ曲がる